

★出会いのきっかけづくりをサポート★

「はぴ福なび会員 登録」補助金制度



登録受付中



天栄村では、結婚を希望する独身者の異性との出会いを促進し、後継者対策として補助金を交付します。

内容は、ふくしま結婚・子育て応援センターが運営する『ふくしま結婚マッチングシステム（はぴ福なび）』に会員登録した場合に登録料の一部を補助金として交付するものです。

登録にかかる費用は『有効期間2年間で1万円のみ』です。その他の手数料等は発生しません。補助金を活用することで最終的には5千円のみの自己負担となりますので、この機会にぜひご登録をお勧めいたします。

補助要件等

○目的

ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」において、天栄村「はぴ福なび会員登録」補助金を交付することにより、結婚を希望する独身者の異性との出会いを促進し、もって本村の未婚化及び晩婚化の解消並びに少子化や後継者対策を図ることを目的として令和2年度より事業を展開しております。

○補助対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有している者
- (2) 独身者 原則20歳以上50歳以下の有配偶者以外の者で、未婚者、離別者及び死別者をいう
- (3) はぴ福なびの会員登録（初回の会員登録に限る。）をした者
- (4) はぴ福なびの会員登録をし、申請日において退会していない者
- (5) 天栄村暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。

なお、村税、介護保険料、村上下水道料金、村営住宅家賃の滞納がある者は、対象者から除外するものとする。したがって申請にあたっては申請書本人及びその世帯における村税、介護保険料、村上下水道料、村営住宅家賃の滞納のない旨の納入状況等を調査することを承諾するものとする。

○補助金の額

補助金の額は、入会登録料の2分の1の額とし、一人5,000円とする。

○交付申請及び補助金の請求

補助金の交付を受けようとする補助対象者は、はぴ福なびの会員登録後、速やかに天栄村「はぴ福なび会員登録」補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出すること。

- (1) 入会登録料納入後の領収書の写し
- (2) 村税等の滞納がないことを確認するための完納確認同意書（申請者用）（様式第2号）

補助金の交付申請は一人当たり年度中1回とする。

○補助金の交付決定

交付申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を天栄村「はぴ福なび会員登録」補助金交付(不交付)決定通知（様式第3号）により、申請者に通知します。

○補助金の返還

申請者が虚偽の申請その他不正行為により補助金を受領した場合は、既に支給された補助金の全部又は一部の返還が生じます。



はぴ福なび

検索



- ふくしま結婚・子育て応援センターホームページから申し込みが可能。
- あなたの条件に合う方をシステムがピックアップし、紹介状を配信するオンライン型の婚活支援サービスです。
- マッチングした際は、二人の会員専用マイページに「紹介状」が届きます。
- 詳しくは、「はぴ福なび」で検索、もしくは右側のQRコードよりご確認ください。

オンライン型の
紹介システム

県内どこにいても
同様のサービスを提供

登録料10,000円
(有効期間2年間)

※ふくしま結婚・子育て応援センター（センターは福島県が設置したものです。）

（お問い合わせ：天栄村企画政策課 電話0248-82-2333）